

摂津市告示第 272 号

摂津市税条例（平成 1 6 年摂津市条例第 2 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、住所又は居所（納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が次の表に掲げる地域にある者に係る期限で、令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める日まで延長します。

令和 8 年 9 月 8 日

摂津市長 嶋野 浩一郎

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町